

引越手続きチェックリスト

引越手続きの一般的な事例をご紹介します。地域等によって手続きが異なる場合がございますので、お確かめの上お手続きをお願いします。

○ 約1週間前

手続きの種類	届け出先	手続きの方法	✓
住民移動・転出届	現住所の市町村役所	本人または世帯主が、所定の用紙に記入。印鑑が必要。	
国民年金・国民健康保険	現住所の市町村役所	本人または家族が連絡。それぞれ国民年金手帳、国民健康保険証、印鑑が必要。	
福祉関係	現住所の市町村役所	本人または家族が手続き。印鑑、転出証明が必要。	
印鑑登録	現住所の市町村役所	本人または代理人(委任状)が手続き。実印が必要。	
不用品、大型ゴミ処分	市町村役所または環境局	地方により違うのでとりあえず役所受付に早めに連絡。有料の場合が多い。	
金融機関届	銀行窓口	本人が所定用紙に記入。銀行届印が必要。 ※クレジット・保険会社は電話で連絡する。	

○ 3~4日前

手続きの種類	届け出先	手続きの方法	✓
郵便物の転送届	最寄の郵便局	【転居届】ハガキに記入して管轄郵便局宛に投函。転送期間は1年間。	
電話の移転届	現管轄NTT	電話で連絡(116)。	
水道料金の精算	現管轄の営業所	電話で連絡。集合住宅は家管理理の場合があります。	
ガス料金の精算	現管轄の営業所	電話で連絡。指定日に係員が来てガスを止め料金を清算します。	
電気料金の精算	現管轄の営業所	電話で連絡。指定日に係員が来て電気を止め料金を清算します。	
新聞などの料金清算	現管轄の営業所	配達人に伝えるか電話連絡。	
転校届	転入先の学校	本人または親が前校でそろえてもらった書類を提出。	

○ お引越後

手続きの種類	届け出先	手続きの方法	✓
住民転入届	市町村役所	本人または世帯主が転入14日以内に手続き。転出証明、印鑑が必要。	
国民年金、国民保険、福祉関係	市町村役所	本人または世帯主が転入14日以内に手続き。転出証明、印鑑が必要。	
水道開栓	水道局または役所	新設の場合は水道公認業者に問い合わせる。既存住宅の場合届け人の印鑑と前使用者の名前。借家の場合家主の印鑑と賃貸借契約書。	
電気開通	所轄の営業所	電話で連絡。	
ガス開通	所轄の営業所	電話で連絡。	
運転免許証の住所変更	所轄の警察または安全協会	免許証、住民票をもって15日以内に。他都道府県の場合は写真が1枚必要。	
自動車の登録変更	引越先の陸運事務所	本人または代理人(要委任状)が転居後15日以内に手続き。 車庫証明、車体検査、新住民票、実印、車が必要。	
転居挨拶・案内状		早めに印刷し引越後郵送。	